

山口市地域経済牽引事業補助金交付要綱

平成30年4月1日

告示第45号

(目的)

第1条 この要綱は、市が地域経済牽引事業者に対し、予算の範囲内において、山口市地域経済牽引事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することにより、産業の集積など地域の特性を生かして高い付加価値を創出し、かつ、地域内の取引の拡大、受注の機会の増大等による相当の経済的効果を及ぼす地域経済牽引事業の促進を図り、地域の成長発展の基盤を強化することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、「先進設備投資事業」とは、大学等検査研究機関との連携による技術提案及び新技術の研究開発等により、新たに製品化するための先進設備機器を導入する事業（工場改善・効率化促進事業に伴う大学等検査研究機関の助言等によりIoTを活用した製品の生産効率等を加速させる先進設備機器を導入する事業も含む。）をいう。

(補助対象事業)

第3条 補助金の対象事業（市が地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（平成19年法律第40号。以下「法」という。）に係る地方創生推進交付金の交付決定を受けた事業に限る。以下「補助対象事業」という。）とする先進設備投資事業は、法第13条の規定に基づく地域経済牽引事業計画（以下「事業計画」という。）に記載された事業とする。

(補助対象事業者)

第4条 先進設備投資事業に対し補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、本市の区域で法第13条に基づく事業計画の承認を受けた地域経済牽引事業者とする。

2 申請者が、国又は県の他の補助金の交付を受ける場合は、補助金の補助対象事業者としないものとする。

(補助対象経費)

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、事業に直接関わる費用のうち、市長が認める額とする。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、補助対象経費の2分の1以内（限度額500万円）とし、補助金の額について千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

（交付申請）

第7条 申請者は、山縣市地域経済牽引事業補助金交付申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて、導入年度の6月1日までに市長に提出するものとし、交付申請は、原則として1事業につき1年度1回とする。

- （1） 連携して事業を行う大学等研究機関の名称及びその連携内容を記載した書類
- （2） 事業概要（新たに創出する付加価値額を含む。）
- （3） 収支予算書
- （4） 事業計画承認書の写し
- （5） 先端設備投資事業により新たに整備される設備機器のパフレット等（IoTを活用した製品の生産効率等を加速させる先進設備機器のパフレット等を含む。）
- （6） その他市長が必要と認める書類

（交付決定）

第8条 市長は、前条の申請書の提出があった場合において、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助金の交付を決定し、山縣市地域経済牽引事業補助金交付決定通知書（様式第2号）により、申請者に通知するものとする。

2 市長は、複数の者が連携して先進設備投資事業を実施し、特に地域経済に好循環を与え高い付加価値を創出する先進設備投資事業と認めるときは、優先して交付決定することができる。

（計画変更等）

第9条 補助金の交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）が、事業計画の変更若しくは補助金交付に係る事業内容の変更又は事業の中止をする場合は、山縣市地域経済牽引事業補助金交付変更（中止）承認申請書（様式第3号）に事業内容を変更する理由書及び当該変更に係る第7条各号に掲げる書類若しくは

事業中止する理由書を添えて、市長に提出し、承認を得なければならない。

2 市長は、前項の申請を承認するときは、山縣市地域経済牽引事業補助金交付変更決定通知書（様式第4号）により、交付決定者に通知するものとする。

（実績報告）

第10条 交付決定者は、事業完了後2週間以内又は導入年度の2月20日の早い日までに、山縣市地域経済牽引事業補助金実績報告書（様式第5号）を市長に提出するものとする。

（補助金の確定）

第11条 市長は、前条の実績報告書の提出があった場合において、速やかに審査し、補助金交付の決定内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金額を確定し、山縣市地域経済牽引事業補助金交付額確定通知書（様式第6号）により、交付決定者に通知するものとする。

（補助金の交付請求）

第12条 前条の規定による通知を受けた交付決定者は、山縣市地域経済牽引事業補助金交付請求書（様式第7号）を市長に提出するものとする。

（交付決定の取消し等）

第13条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定を取り消し、又は既に交付した補助金等の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

（1） 第3条及び第4条に定める要件を欠くに至ったとき。

（2） 虚偽の申請、その他不正の行為があったとき。

（3） 前2号に掲げるもののほか、市長が不相当と認める事由が生じたとき。

（補則）

第14条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成30年4月1日から施行し、平成32年3月31日限り、その効力を失う。

附 則（平成31年3月27日山縣市告示第43号）

この告示は、平成31年4月1日から施行する。

様式第 1 号（第 7 条関係）

年 月 日

山県市長 様

申請者 住所
氏名

⑩

山県市地域経済牽引事業補助金交付申請書

山県市地域経済牽引事業補助金交付要綱第 4 条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

1 補助金申請額 _____ 円

対象事業	補助対象経費	補助率	補助金の額
先進設備投資事業 補助金	円	1 / 2 (限度額 5 0 0 万円)	円

- 2 連携して事業を行う大学等研究機関の名称及びその連携内容を記載した書類
- 3 事業概要（新たに創出する付加価値額を含む。）
- 4 収支予算書
- 5 事業計画の承認書の写し
- 6 先進設備投資事業により整備される設備機器のパンフレット等（I o Tを活用した製品の生産効率等を加速させる先端設備機器のパンフレット等を含む。）
- 7 その他市長が必要と認める書類

様式第 2 号（第 8 条関係）

年 月 日

申請者 様

山県市長 ⑩

山県市地域経済牽引事業補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のありました山県市地域経済牽引事業補助金について、
下記のとおり決定しましたので、山県市地域経済牽引事業補助金交付要綱第 5 条の
規定により、通知します。

記

- 1 補助金交付決定額 _____ 円
- 2 交付条件

様式第3号（第9条関係）

年 月 日

山県市長 様

住所

氏名

⑩

山県市地域経済牽引事業補助金交付変更（中止）承認申請書

下記の理由により、山県市地域経済牽引事業補助金交付の変更（中止）をしたいので、山県市地域経済牽引事業補助金交付要綱第6条第1項の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

- 1 変更（中止）する理由
- 2 変更事業計画等

様式第 4 号（第 9 条関係）

年 月 日

交付決定者 様

山県市長 ⑩

山県市地域経済牽引事業補助金交付変更決定通知書

年 月 日付けで変更（中止）申請のありました山県市地域経済牽引事業補助金について、下記のとおり決定しましたので、山県市地域経済牽引事業補助金交付要綱第 6 条第 2 項の規定により、通知します。

記

- | | | |
|---------------|-------|---|
| 1 変更前補助金交付決定額 | _____ | 円 |
| 2 変更後補助金交付決定額 | _____ | 円 |

様式第5号（第10条関係）

年 月 日

山県市長 様

住所

氏名

⑩

山県市地域経済牽引事業補助金実績報告書

年 月 日付け交付決定通知書 第 号にて決定通知を受けた事業について、
山県市地域経済牽引事業補助金交付要綱第6条の規定により、下記のとおり関係書
類を添えて報告します。

記

- 1 事業実績報告書
- 2 収支精算書
- 3 契約書等の写し
- 4 その他参考となる事項（先進設備の写真等）

様式第 6 号（第 1 1 条関係）

年 月 日

交付決定者 様

山県市長 ⑩

山県市地域経済牽引事業補助金交付額確定通知書

年 月 日付け 第 号にて決定通知した山県市地域経済牽引事業補助金交付額が下記のとおり確定しましたので、山県市地域経済牽引事業補助金交付要綱第 7 条の規定により、通知します。

記

1 補助金交付決定額 _____ 円

様式第7号（第12条関係）

年 月 日

山県市長 様

住所

氏名

⑩

山県市地域経済牽引事業補助金交付請求書

年 月 日付け交付決定通知書 第 号にて決定通知を受けた事業について、
山県市地域経済牽引事業補助金交付要綱第8条の規定により補助金、金 円を
請求します。

振込先

金融機関	本・支店名	普通・当座	口座番号	
		フリガナ		
		預金名義人		